平成２９年（フ）第１４７５号
東京都世田谷区上野毛２丁目18―５
破産者　椿　　明美
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０８号
千葉県市川市行徳駅前２丁目25―14―202
破産者　嘉生　千明
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５２８号
東京都八王子市石川町355―１―201
破産者　佐渡　嘉治
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５３９号
東京都江戸川区中葛西５丁目30―９―203
破産者　染谷　高士
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５４８号
東京都板橋区向原３丁目７―６―620　コーシャハイム向原６号棟
破産者　品川　和潔
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２０２号
長野市若里４丁目13番56号　コーポとやＣ号室
破産者　等々力　悟
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
群馬県高崎市柴崎町1447番地12
破産者　渡邉　孝充
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２０６号
群馬県高崎市柴崎町1303番地１
破産者　渡邉ヒルミ
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２５７号
群馬県高崎市中泉町612番地１　αＮＥＸＴ高崎第２弐番館104号
破産者　三浦　　顕
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２号
埼玉県秩父市下影森875番地１　ロイヤルハイツＰＡ102号室
破産者　堀口　悦子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第１９１３号
愛知県豊田市小坂町１丁目47番地３　Ｇｌｕｃｋ21　306号、開始決定時の住所名古屋市守山区笹ヶ根１丁目507番地
破産者　安田あつ子
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０３号
福岡県遠賀郡岡垣町野間３丁目９番16号
破産者　田頭　博美
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０４号
福岡県遠賀郡岡垣町野間３丁目９番16号
破産者　田頭　　勇
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６号
北九州市小倉南区若園２丁目５番３号（12号）
破産者　井澤　健太
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1919番地　友朋会嬉野温泉病院内、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲2532番地
破産者　田中　丈生
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１０５号
札幌市北区屯田９条１丁目５番14号
破産者　今井　理浩
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６号
札幌市北区屯田９条１丁目５番14号
破産者　今井　里美
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９号
岩手県宮古市太田２丁目３番40―202号　寿荘、旧住所岩手県宮古市田老字末前91番地
破産者　里木　英人
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第７５７号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目12番28―208号、開始決定時の住所仙台市太白区東郡山２丁目43番16号　セジュールアント101
破産者　佐藤　綾香
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係